

【e-Taxでの申告（電子申告）】

国税庁ホームページで申告書の作成ができますのでご利用ください。【<http://www.nta.go.jp>】

- ①申告書を作成後、印刷して添付書類と一緒に書面で提出する方法
- ②インターネットで送信する方法（住基カード、電子証明、ICカードリーダーライターが必要となります）の2種類の方法があります。

■申告にあたりご用意いただくもの（相談の際お持ちください）

- ◆印鑑（認め印で可）
- ◆所得の証明となる書類
【給与・公的年金等の源泉徴収票（複数箇所から支払を受けている場合はすべての源泉徴収票、事業所得にかかる収支内訳書など）※源泉徴収票がお手元でない場合は、給与等・公的年金等の支払者に再発行を依頼してください。厚生年金・国民年金については「岡谷年金事務所（電話23-3611）」へお問い合わせください。】
- ◆控除の証明となる書類（医療費の領収書および集計表、控除証明書、身体障害者手帳など）
- ◆預金通帳等口座情報が分かるもの ◆確定申告書、町民税・県民税申告書（送付された方）
- ◆前年分の申告書・収支内訳書の控え（お手元にある方）

■確定申告、町民税・県民税の申告が必要な方

◆所得税の確定申告が必要な方

- 平成25年中（平成25年1月1日～12月31日）に、次の所得等があった方
- ①給与、公的年金等の所得以外の各種所得があった方（商業、工業、農業等の事業、不動産、その他所得）
 - ②土地・建物等・株式等の資産譲渡による所得があった方
 - ③給与所得者で、次のいずれかの項目にあてはまる方
 - ・給与の収入金額が、2,000万円を超える方
 - ・給与所得、退職所得以外の各種所得の合計額が、20万円を超える方
 - ・給与を2ヵ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計金額が20万円を超える方
（例）年額20万円を超える不動産、配当、原稿料など各種所得があった場合

◆所得税の確定申告をすれば税金が戻ることがある場合

- 次のいずれかの項目にあてはまる方は、確定申告をすることで所得税が戻ってくる場合があります。
- ①給与所得者で、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金特別控除などを受けることができる場合
 - ②給与所得者で、年の途中で退職した後就職しなかった方で年末調整を受けていない場合
 - ③予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった方

◆町民税・県民税の申告が必要な方

- 平成26年1月1日現在、下諏訪町に住民登録の有無にかかわらず居住しており、確定申告が必要ない方で、次のいずれかの項目にあてはまる方
- ①給与所得者で、給与以外の所得で20万円以下の各種所得がある方
 - ②事業所から給与支払報告書が下諏訪町に提出されていない場合、内職・パートなどの収入のある方
 - ③公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方で、町民税・県民税の各種控除を受けることができる方
 - ④国民健康保険の加入者、児童扶養手当の受給者、県営住宅入居者など、所得証明が必要となる見込みのある方

平成26年度個人町民税・県民税に係る税制改正の主な変更点

- ◆個人町民税・県民税均等割の引き上げ
東日本大震災の発生を契機に、県や市町村が実施する防災施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、町民税・県民税均等割の税額について特例が定められました。このことにより平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税と県民税の均等割額がそれぞれ年額500円引き上げられます。**平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税・県民税の均等割額は、年額5,500円となります。**
- ◆給与所得控除の見直し
給与収入1,500万円を超える場合の給与所得控除額について245万円の上限が設けられます。

■お問い合わせ先 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線121・122・123）

所得税の確定申告 町・県民税の申告 相談が始まります



申告準備は
お早めに!



平成25年分の所得税の確定申告と町民税・県民税の申告相談が2月17日（月）から始まります。

毎年、申告期限が間近になりますと各会場が大変混雑し、十分相談することができなかつたり、長時間お待ちいただくことになる場合がありますので、申告はできるだけ早めに済ませていただくようご協力ください。申告期限は平成26年3月17日（月）です。

【下諏訪町役場4階 講堂での受付】

受付する相談内容	日程	時間
所得税の還付を受ける方 町民税・県民税の申告	2月13日（木）・2月14日（金）	午前9時～正午 午後1時～4時
所得税の確定申告 町民税・県民税の申告	2月17日（月）～3月17日（月）	午前9時～正午 午後1時～4時
税理士に相談をしたい方 （確定申告書作成指導会）	2月17日（月）～2月20日（木）	午前9時半～正午 午後1時～3時

※土曜日・日曜日並びにお昼休み（正午から午後1時）は受付できません。

申告相談期間中は、役場1階税務課、役場4階講堂に諏訪税務署宛投函箱をご用意しますので、提出のみの場合はご利用ください。

■町役場会場では、次の申告は受付できません。

諏訪税務署での申告、または税理士にご相談ください。

- ・青色申告
- ・損失申告
- ・土地・建物等・株式等の資産譲渡による所得の申告（申告分離課税）
- ・新たに住宅借入金等特別控除を受ける場合の申告
- ・所得税、町民税・県民税以外の申告（贈与税、消費税）



【税理士による無料申告相談】

関東信越税理士会諏訪支部では、給与所得者や年金を受給されている方を対象に、所得税の確定申告の無料相談を行いますので、ご利用ください。

会場	日程	時間
岡谷市役所	2月3日（月）、5日（水）、6日（木）、7日（金）、10日（月）	午前10時～正午 午後1時～3時
茅野市議会棟	2月5日（水）、6日（木）、7日（金）	

※お昼休み（正午から午後1時）は受付できません。

【諏訪税務署での受付】

※所得税の還付を受ける方は、2月17日（月）以前でも申告できます。

受付する相談内容	日程	時間
所得税の確定申告 贈与税、消費税の申告	2月17日（月）～3月17日（月）	午前9時～午後5時

※土曜日・日曜日は受付できません。

＜確定申告書の提出・お問い合わせ先＞

諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22
諏訪税務署 個人課税部門 電話52-1390（自動音声案内）